

第48号議案

芦屋市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

芦屋市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和8年6月5日提出

芦屋市長 高 島 峻 輔

提案理由

人事院勧告に準じ、自動車の駐車場等を利用する職員に支給する駐車場等に係る通勤手当を新設する等のため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(芦屋市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 芦屋市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年芦屋市条例第11号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(通勤手当)</p> <p>第13条の3 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 通勤のため<u>自動車</u>その他の交通の用具で規則で定めるもの（以下この条において「<u>自動車等</u>」という。）を使用することを常例とする職員（<u>自動車等</u>を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて<u>自動車等</u>を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）</p> <p>(3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、<u>自動車等</u>を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は<u>自動車等</u>を使用しなければ通勤することが著</p>	<p>(通勤手当)</p> <p>第13条の3 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 通勤のため<u>自転車</u>その他の交通の用具で規則で定めるもの（以下この条において「<u>自転車等</u>」という。）を使用することを常例とする職員（<u>自転車等</u>を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて<u>自転車等</u>を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）</p> <p>(3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、<u>自転車等</u>を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は<u>自転車等</u>を使用しなければ通勤することが著</p>

改正後	改正前
<p>しく困難である職員以外の職員であつて、交通機関等を利用せず、かつ、<u>自動車等</u>を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。)</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額（定年前再任用短時間勤務職員のうち、1月当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあつては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）とする。</p> <p>(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下第4項において「<u>運賃等相当額</u>」という。）</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 支給単位期間につき、<u>55,000円を超えない範囲内で自動車等の使用距離の区分に応じ</u>て規則で定める額。ただし、<u>同乗又は便乗により通勤することを常例とする職員にあつては、規則で定める額に100分</u></p>	<p>しく困難である職員以外の職員であつて、交通機関等を利用せず、かつ、<u>自転車等</u>を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。)</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額（定年前再任用短時間勤務職員のうち、1月当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあつては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）とする。</p> <p>(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間 <u>(通勤手当の支給の単位となる期間として6月を超えない範囲内で1月を単位として規則で定める期間をいう。以下この項において同じ。)</u>につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下この号において「<u>運賃等相当額</u>」という。）。ただし、<u>運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下この号及び第3号において「1月当たりの運賃等相当額」という。）が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（当該職員が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）</u></p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 支給単位期間につき、<u>自転車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道2キロメートル以上5キロメートル未満である職員にあつては2,000円、使用距離が片道5キロメートル以上1</u></p>

改正後	改正前
<p data-bbox="264 220 582 252"><u>の50を乗じて得た額</u></p> <p data-bbox="224 1117 1108 1316">(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、<u>自動車等</u>を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、<u>自動車等</u>の使用距離等の事情を考慮して別に規則で定める区分に応じ、前2号に定める額、第1号に定める額又は前号に定める額</p>	<p data-bbox="1196 220 2038 1109"><u>0キロメートル未満である職員にあつては4,200円、使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員にあつては7,300円、使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員にあつては10,400円、使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員にあつては13,500円、使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員にあつては16,600円、使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員にあつては19,700円、使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員にあつては22,800円、使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員にあつては25,900円、使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員にあつては29,100円、使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員にあつては32,300円、使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員にあつては35,500円、使用距離が片道60キロメートル以上である職員にあつては38,700円。ただし、この場合において、同乗若しくは便乗により通勤することを常例とする職員にあつては、この額に100分の50を乗じて得た額</u></p> <p data-bbox="1153 1117 2038 1396">(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、<u>自転車等</u>を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、<u>自転車等</u>の使用距離等の事情を考慮して別に規則で定める区分に応じ、前2号に定める額（1月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5</p>

改正後	改正前
<p>3 <u>第1項第2号又は第3号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設（その所在地及び利用形態が規則で定める要件を満たすものに限る。第1号及び第5項において「駐車場等」という。）を利用し、その料金を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</u></p> <p>(1) <u>駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき、5,000円を超えない範囲内で1月当たりの駐車場等の料金に相当する額として規則で定める額</u></p> <p>(2) <u>前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額</u></p> <p>4 <u>運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）、第2項第2号に定める額及び前項第1号に定める額の合計額が55,000円を超える職員の通勤手当の額は、前2項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。</u></p> <p>5 <u>この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6月を超えない範囲内で1月を単位として規則で定める期間（自動車等及び駐車場等に係る通勤手当にあつては、1月）をいう。</u></p>	<p><u>5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第1号に定める額又は前号に定める額</u></p>

（芦屋市水道企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正）

第2条 芦屋市水道企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和34年芦屋市条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(通勤手当)</p> <p>第5条 通勤手当は、次に掲げる職員に対して支給する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、<u>自動車等</u>を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は<u>自動車等</u>を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて、交通機関等を利用せず、かつ、<u>自動車等</u>を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）</p>	<p>(通勤手当)</p> <p>第5条 通勤手当は、次に掲げる職員に対して支給する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、<u>自転車等</u>を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は<u>自転車等</u>を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて、交通機関等を利用せず、かつ、<u>自転車等</u>を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）</p>

（芦屋市病院企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正）

第3条 芦屋市病院企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（平成21年芦屋市条例第17号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(通勤手当)</p> <p>第8条 通勤手当は、次に掲げる職員に対して支給する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、<u>自動車等</u>を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は<u>自動車等</u>を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、<u>自動車等</u>を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）</p>	<p>(通勤手当)</p> <p>第8条 通勤手当は、次に掲げる職員に対して支給する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、<u>自転車等</u>を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は<u>自転車等</u>を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、<u>自転車等</u>を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

参 照

芦屋市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正要綱

1 改正の趣旨

人事院勧告に準じ、自動車の駐車場等を利用する職員に支給する駐車場等に係る通勤手当を新設する等のため、この条例を制定しようとするもの。

2 改正の内容

(1) 芦屋市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正（第1条関係）

ア 通勤のために自動車等を使用することを常例とする職員の通勤手当の額は、支給単位期間につき、55,000円を超えない範囲内で自動車等の使用距離の区分に応じ規則で定める額とする。（第13条の3）

※ 規則で定める額（改正前の取扱いと同様）

使用距離	通勤手当の額
片道2キロメートル以上5キロメートル未満	2,000円
片道5キロメートル以上10キロメートル未満	4,200円
片道10キロメートル以上15キロメートル未満	7,300円
片道15キロメートル以上20キロメートル未満	10,400円
片道20キロメートル以上25キロメートル未満	13,500円
片道25キロメートル以上30キロメートル未満	16,600円
片道30キロメートル以上35キロメートル未満	19,700円
片道35キロメートル以上40キロメートル未満	22,800円
片道40キロメートル以上45キロメートル未満	25,900円
片道45キロメートル以上50キロメートル未満	29,100円
片道50キロメートル以上55キロメートル未満	32,300円
片道55キロメートル以上60キロメートル未満	35,500円
片道60キロメートル以上	38,700円

イ 自動車等使用者が通勤の際に自らの負担により駐車場等（規則で定める要件（※）を満たすものに限る。）を利用する場合に、1か月あたり5,000円を上限とする駐車場等の利用に対する通勤手当を支給する。

※ 規則で定める要件

- ・勤務部署及び勤務部署の周辺又は通勤経路上にある交通機関の駅、停留所等の周辺にある施設であること。
- ・自転車を駐車するために使用する施設でないこと。
- ・その利用について職員の配偶者又は扶養親族（配偶者が職員の場合は配偶者の扶養親族も含む。）に料金を支払うこととなる施設等でないこと。

ウ その他規定の整理

- (2) 芦屋市水道企業職員の給与の種類及び基準を定める条例及び芦屋市病院企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正（第2条及び第3条関係）
自転車等を自動車等に改める。

3 施行期日

公布の日から施行し、令和8年4月1日から適用する。